

(社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第28回 LLW埋設施設検査方法分科会議事録

1. 日時：2019年8月2日(火) 13時30分～15時30分
2. 場所：原子力安全推進協会 13階 3,4会議室
3. 出席者（順不同，敬称略）
 - （出席委員） 河西主査，高尾副主査，梅原幹事，中瀬，山本（正），枝松，今井，仲田，（8名）
 - （欠席委員） 田坂，久田，工藤，根本（4名）
 - （委員代理） 松田委員（山本（修）委員代理），坪倉委員（鬼澤委員代理），前田委員（鈴木委員代理）（3名）
 - （常時参加者） 村松，斉藤，持田（3名）
 - （欠席常時参加者） 田村，関口，南，山岡（4名）
4. 配付資料
 - F15SC28-1 議事次第
 - F15SC28-2 人事について
 - F15SC28-3 第27回LLW埋設施設検査方法分科会議事録（案）
 - F15SC28-4 施設検査方法標準の主な改定点について
 - F15SC28-5 施設検査方法標準の改定スケジュールについて
 - F15SC28-6 施設検査標準改訂案一覧
 - F15SC28-7 附属書A案（標準と法令の関係）
 - F15SC28-8 附属書A案（参考）
 - F15SC28-9 附属書C案（基本安全機能等について）

 - F15SC28-参考資料1 施設検査方法標準の主な改定点について（第27回提示資料）
 - F15SC28-参考資料2 附属書A案（標準と法令の関係）（第27回提示資料）
 - F15SC28-参考資料3-1 附属書C案（本文）（第27回提示資料）
 - F15SC28-参考資料3-2 附属書C案（ピット図表）（第27回提示資料）
 - F15SC28-参考資料3-3 附属書C案（トレンチ図表）（第27回提示資料）
 - F15SC28-参考資料3-4 附属書C案（附属施設図表）（第27回提示資料）
5. 議事
 - (1) 出席者及び資料確認

梅原幹事より，委員総数 15 名に対して，委員出席者 11 名であり，分科会の成立要件を満たしている旨の報告があった。また，第 28 回分科会の配布資料の確認が行われた。
 - (2) 人事案件

梅原幹事より、F15SC28-2に基づいて委員の選任1名について紹介され決議により了承された。また、委員の退任2名について報告された。常時参加者1名について紹介され主査により了承された。

人事についての詳細は以下の通り。

1) 委員の選任

坪倉 秀樹（日本原子力発電株式会社）

2) 委員の退任

鬼沢 克幸（日本原子力発電株式会社）

石橋 純（三菱マテリアル株式会社）

3) 常時参加者の登録

持田 泰孝（日本エヌ・ユー・エス株式会社）

(3) 前回議事録の確認

梅原幹事より、F15SC28-3に基づき第26回の議事録案について紹介され、分科会にて最終議事録として承認された。

(4) 施設検査標準の改定について

F15SC28-4から-6に基づき、斉藤常時参加者より施設検査方法標準の主な改定点と改定する標準の全体構成及び分科会での審議スケジュールについて説明された。また、15SC28-7と-8に基づき、斉藤常時参加者より附属書Aの改定案について説明された。高尾副主査より15SC28-9に基づき附属書Cの改定案について説明された。

前回までの分科会コメントの反映状況の説明及び変更点の確認、質疑が行われた。

主な質疑は以下の通り。

○施設検査方法標準の主な改定点について（F15SC28-4）

- ・現行標準を元に、“第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則”と“解釈”及び“第二種廃棄物埋設事業規則”を考慮して改訂することとした。（斉藤常時参加者）
- ・改定に際し、規制庁のパブコメ(原子力規制庁「ピット処分及びトレンチ処分に係る規制等の改正案及び改正案に対する意見募集の実施について」令和元年 7 月 17 日；以下同じ)は反映させる予定か。（中瀬委員）
→パブコメが公開されれば本改定にも反映させる予定である。（高尾副主査）
- ・規制庁よりパブコメ（の反映結果）は、9 月頃には公開されるのではないか。事前に当分科会でも検討をしておく必要があるのではないか（中瀬委員）
→拝承（高尾副主査）
- ・本改定は、現行標準と大きくは変わらない方針で進められそうか。（河西主査）
→大きく変わらない方針で進められると考える。（高尾副主査）

○標準改定案および改定スケジュールについて（F15SC28-5, F15SC28-6）

- ・資料 F15SC28-6 の「前回までの分科会での確認状況」の欄が「×」の項目について、資料 F15SC28-5 のスケジュールにて議論していくことを考えている。(斉藤常時参加者)

→確認欄が「○」の項目については、コメント等の対応済みと考えてよいか。(河西主査)

→「○」の項目は、前回までの分科会で議論し対応済みと考えている。(斉藤常時参加者)

○附属書 A について (F15SC28-7, F15SC28-8)

- ・パブコメでは、トレンチに関して覆土の低透水性を求められている。本改定で反映させる場合には、附属書 A のほか、附属書 D (覆土の検査方法) 等でも対応することになる。(高尾副主査)

- ・標準改定作業の方針として、現行標準および許可基準規則を基盤とするのか、パブコメを基盤とするかは早目に決めた方が良い。(山本(正)委員)

→次回の分科会で必要に応じてスケジュールを変更したい。(梅原委員)

- ・パブコメを確認し、本標準における関係個所の確認も同時にできれば今後の分科会も効率的に進行できるのではないか。(中瀬委員)

→拝承。事務局で用意している改定案に対して、パブコメの関係する箇所について整理する。(高尾副主査)

○附属書 C について (F15SC27-9)

- ・P. 3 a)_1)「受入施設等の附属施設」に関して個別の記載としているが、パブコメでは「安全機能を有する施設」と表記され、受入施設等も包含された表現になる。(山本(正)委員)

→パブコメが公開次第、上記は見直しを行う。(高尾副主査)

- ・P. 5 標準改定案中のピット処分の基本安全機能のうち「遮蔽」に関して、「放射性廃棄物(機器・配管含)」とあるが、受け入れ施設にある機器、配管の遮蔽機能とは何か。閉じ込め機能ではないのか。(村松常時参加者)

→許可基準規則の解釈第四条(地震による損傷の防止)に、機器・配管系に関する遮蔽に関する記載がある。また、「閉じ込め」も同様に記載されている。このため本改定案に追記している。(高尾副主査)

→上記の「遮蔽」や「閉じ込め」に関して、線源は配管中にあるということか。(中瀬委員)

→そう解釈する。(高尾副主査)

- ・トレンチ処分施設には受入施設はないと解釈しているのか。(村松常時参加者)

→許可基準規則からはトレンチ処分のための受入施設の設置を読み取ることはできない。パブコメでは「安全機能を有する施設」として含まれる可能性はある。(高尾副主査)

- ・P. 13 のトレンチ処分施設の基本安全機能の技術要素の週出において、「移行抑制」のうち覆土の透水特性は現行標準では要求されていないが、パブコメでは要求さ

れることより修正が考えられる。(高尾副主査)

- ・ P.15 のピット処分施設の「遮蔽」に関するフィッシュボーンについて、前回までの分科会において、「従事者防護」の記載を事業者で管理することから施設検査標準では削除していた。しかし、許可基準規則において、「従事者防護」が明確に要求されていることより、改定案では「従事者防護」の記載を行うこととした。(高尾副主査)

(6) その他

1) 次回分科会の開催について

次回（第 29 回）分科会は、10 月 7～11 日を候補日として後日事務局から連絡することとした。

以上